

欧州の知財関係当局、新型コロナウイルスの手續等への影響に関する情報を公表・更新

2020年11月19日
JETRO デュッセルドルフ事務所

欧州の各知財関係当局はそれぞれ、新型コロナウイルス（COVID-19）の手續等への影響に関する情報を公表・随時更新している。

当該情報の概要は、例えば以下（主な更新箇所は赤字下線部）のとおりである。

- ◆ [欧州特許庁（EPO）（更新）](#)
 - ◆ [欧州連合知的財産庁（EUIPO）（更新）](#)
 - ◆ [ドイツ特許商標庁（DPMA）（更新）](#)
 - ◆ [英国知的財産庁（UKIPO）（更新）](#)
 - ◆ [フランス産業財産庁（INPI）（更新）](#)
 - ◆ [イタリア特許商標庁（UIBM）（更新）](#)
-
- ◆ [欧州特許庁（EPO）（更新）](#)

「新型コロナウイルス（COVID-19） - 継続的な更新情報（[Coronavirus \(COVID-19\) - continually updated information](#)（2020年11月19日更新）」等によれば、EPOは、COVID-19の現状を考慮して、以下の予防策を講じており、また、継続的に状況を監視し必要に応じて更新を行う、としている。

主な変更点は、次のとおりである。

異議部における口頭手續

- ・ ビデオ会議による開催の試行期間（2020年5月4日に開始）が 2021年9月15日まで延長される。
- ・ 2021年1月4日以降は、ビデオ会議による開催のための要件「全ての当事者の同意」が削除され、原則ビデオ会議により開催される。重大な理由がある場合には、物理開催が可能であるが、2021年9月15日の後まで延期される。

審査部における口頭手續

- ・ 引き続き、原則ビデオ会議により開催される（2020年4月2日に開始）。重大な理由がある場合には、物理開催が可能となっているが、2021年9月15日の後まで延期さ

れる。

審判部における口頭手続

- ・ 当事者が同意した場合にのみビデオ会議で実施可能となっているところ、ビデオ会議による口頭審理に関する新規定を審判部手続規則に追加することについて、ユーザー協議が開始された。

また、当該主な変更点を含む EPO による COVID-19 関連情報の概要は、以下のとおりである。

審査部及び異議部における口頭手続（更新）

審判部における口頭手続（更新）

共同声明

期間の延長又は中断に関する各 EPC 締約国の概要情報

期間を遵守しない場合の救済（更新）

その他（更新）

審査部及び異議部における口頭手続（更新）

- ・ 2020 年 5 月 4 日付で、異議部における口頭手続について、ビデオ会議による実施の適合性を評価するための試行プロジェクトが開始された。
- ・ 2020 年 11 月 10 日の報告書「COVID-19 の状況下におけるビデオ会議による異議の口頭手続」は、必要な法的枠組み、技術インフラ及び研修支援に関して、当該試行プロジェクトが開始されて以来、これまでかなりの進歩があったことを示している。この数週間、技術的プラットフォームとして Skype for Business に加えて Zoom を導入（試行）していることが、複数当事者による異議の口頭手続及び通訳を促進している。
- ・ しかし、本報告書はまた、現在の措置は過去 6 か月間で積み重なった異議の口頭手続の相当なバックログを解消するためには十分ではないことも示している。したがって、EPO は次の措置を公表している。
 1. 物理的に対面で行う異議の口頭手続の延期（現在は 2020 年 12 月 31 日まで）が、当該試行プロジェクトの同日（2021 年 9 月 15 日）までの延長とあわせて、2021 年 9 月 15 日までさらに延長される。
 2. 当該試行プロジェクトの期間中、2021 年 1 月 4 日以降、ビデオ会議により異議を開催するための要件「全ての当事者の同意」は削除され、原則として、異議部における口頭手続はビデオ会議により開催される。ただし、重大な理由がある場合には、EPO の敷地建物で（物理的に対面で）口頭手続を開催することができる。
- ・ 2021 年 1 月 4 日に効力を生ずる「異議部におけるビデオ会議による口頭手続のための試行プロジェクトの変更及び延長に関する 2020 年 11 月 10 日付の EPO 長官の決定」

は、2021年1月4日以後の当該試行に関する条件を定めるものである。EPOは、異議における口頭手続を当該決定の第2条に従ってビデオ会議により開催することを決定した。異議におけるビデオ会議の利用を妨げる重大な理由がある場合、口頭手続は2021年9月15日の後まで延期される。

- EPOは、2021年9月15日の後にEPOの敷地建物で行うことが予定されている異議における口頭手続については維持する予定である。

<審査部における口頭手続>

- 2020年4月2日付で、審査部における口頭手続について、ビデオ会議による実施を原則とする新たな運用（※）が開始された。
- 審査における口頭手続は、「[審査部におけるビデオ会議による口頭手続に関する2020年4月1日付のEPO長官の決定](#)」に従って、引き続きビデオ会議により行われる。審査における口頭手続に関するビデオ会議の利用を妨げる重大な理由がある場合、当該口頭手続は同様に2021年9月15日の後まで延期される。

（詳細は以下のリンク先を参照：

- [異議部におけるビデオ会議による口頭手続のための試行プロジェクトの変更及び延長に関する2020年11月10日付のEPO長官の決定](#)
- [ビデオ会議による、審査部及び異議部における口頭手続、並びに協議に関する2020年11月10日付のEPOからの通知](#)
- [COVID-19の状況下におけるビデオ会議による異議の口頭手続に関する進捗報告書](#)
- [Zoomビデオ会議プラットフォームの試行に関する公表](#)
- [よくある質問（FAQ） - ビデオ会議により開催される口頭手続](#)
- [ビデオ会議による異議聴聞に関するeラーニングモジュール](#)
- [ビデオ会議のための技術的要件](#)
- [審査部におけるビデオ会議による口頭手続に関する2020年4月1日付のEPO長官の決定](#)
- [ビデオ会議により開催される電話相談の間並びに面接及び口頭手続の間の書類の提出に関する2020年5月13日付のEPO長官の決定](#)
- [異議部におけるビデオ会議による口頭手続へのアクセスに関する情報](#)

<（※）「[ビデオ会議により開催される口頭手続及び面接に関する2020年4月1日付のEPOからの通知](#)」の概要（2020年5月13日付の通知により9.が修正された。）>

1. （位置づけ）

ビデオ会議により開催される口頭手続は、EPOの敷地建物で開催される口頭手続と同等のものとして扱われる。結果として、手続の当事者及び対象が同一である場合は、同一部課においてされる（ビデオ会議又は他の形式による）更なる口頭手続の

請求は却下されうる EPC 第 116 条(1))。

2. (EPO の敷地建物での口頭手続の請求)

原則として、口頭手続が請求された又は審査部により好都合とみなされた場合、出願人又は代理人は、ビデオ会議による口頭手続に召喚される。同様に、審査段階での面接についても、ビデオ会議により開催される。

EPO の敷地建物で例外的に口頭手続を開催する旨の請求は、なるべく早く、好ましくは、口頭手続の請求とともになされるべきである。EPO の敷地建物で口頭手続が開催される旨の請求が認められるか否かは担当審査部の裁量による。

口頭手続の召喚後に EPO の敷地建物での口頭手続の請求を受け付け、それが認められない場合、請求がなぜ認められなかったかに関する簡単な理由とともに、口頭手続がその召喚にて示されたようにビデオ会議で開催される旨が出願人に知らされる。召喚が発行される前に請求を受け付けた場合、拒絶の理由がその召喚の付属書に示される。いずれの場合も、本件に関する不服を申し立てることはできない。

ビデオ会議による口頭手続の召喚後に EPO の敷地建物での口頭手続の請求を受け付け、それが認められた場合、出願人には、請求どおり EPO の敷地建物にて口頭手続が開催される旨が知らされるが、口頭手続の期日は変更されない。

3. (例外)

手続が直接の証拠調べを必要とする場合又はビデオ会議をすることができない他の重大な理由がある場合には、口頭手続はビデオ会議では開催されない。

ビデオ会議技術の信頼性又はビデオ会議のための装置の利用不可に関する異議は、原則として、重大な理由とはならない。同様に、書面の証拠を考慮する必要があることは重大な理由とはならない。

4. (ビデオ会議の技術的な指示)

ビデオ会議は IP 技術 (SIP、H.323、セキュア Web ベース及びレガシーシステム) を用いて行われる。

ビデオ会議により開催される面接及び口頭手続は、EPO の執務日の執務時間内に行われる。

日時やビデオ会議の接続を確立するのに用いられる連絡先 (リンクの形式や他の適切な手段による) は電子メールにより確認される。ビデオ会議の調整に関する情報を含む連絡は口頭手続の召喚を置き換えるものではない。

出願人又は代理人は、ビデオ会議の装置が技術的な指示を含む連絡で特定された技術的要件を満たすことを保障しなくてはならず、口頭手続の開催前にデモンストレーションシステムへの接続を行うことが推奨される。

ビデオ会議による面接及び口頭手続の実施にあたっての技術及び手続の更なる情報や参加者の行動規範 (「オンライン・エチケット」) は、EPO ウェブサイトにて利用可能となる。

5. (設備及び費用)

EPO のビデオ会議スタジオは内部利用のみに限られ、出願人や代理人が用いることはできない。

EPO はビデオ会議による面接又は口頭手続を実施するにあたって費用の支払いを求めない。出願人又は代理人は、インターネットへの接続及びその側の技術的設備に関する費用のみを負担する。

6. (審査部の構成員の遠隔接続)

ビデオ会議により開催される口頭手続の場合、審査部の構成員は異なる場所から遠隔でその手続に接続してもよい。審議や投票のためには、別個のビデオ会議が審査部の構成員間で行われる。

出願人又は代理人には、ビデオ会議の調整に関する情報を含む確認の電子メールにて、又は、接続が確立された後、口頭手続の開始前に審査長により、審査部の構成員の遠隔での参加が知らされる。

7. (異なる場所からの出願人及び代理人の参加)

出願人及びその代理人は異なる場所からビデオ会議により開催される口頭手続に接続してもよい。その場合はその旨の意思をできるだけ早く示すべきある。

8. (記録)

ビデオ会議により開催される口頭手続のいかなる部分についても、画像又は音声の記録を行うことはできない。

9. (書類の提出)

ビデオ会議により開催される面接及び口頭手続の間、書類は電子メールにより提出されなければならない¹。審査長、又は面接の場合には最初の審査官は、口頭手続又は面接の最初に、使用する電子メールアドレスを出願人又は代理人に提供する。

10. (技術的問題)

参加者の最大限の努力にもかかわらず、技術的問題によりビデオ会議による口頭手続が実施できない場合、新たな口頭手続の召喚がされる。重大な理由がない限り、原則として、新たな口頭手続はビデオ会議により開催される。

- ・ 審査部におけるビデオ会議による口頭手続に関する 2020 年 4 月 1 日付の EPO 長官の決定の第 6 条 (経過規定に関するもの) によれば、同運用は 2020 年 4 月 2 日以降に召喚が通知される審査部の口頭手続に適用される。加えて、2020 年 4 月 2 日より前に通知され、ビデオ会議により開催されることが示された 2020 年 4 月 17 日より後に予定される口頭手続の召喚に適用される。

審判部における口頭手続 (更新)

<審判部の手続規則 (RPBA 2020) の改正に関するユーザー協議>

¹ 2020 年 5 月 13 日付の通知により、ビデオ会議の間のファックスによる提出の可能性についての言及が、2020 年 4 月 1 日付の通知の 9. から削除された。

- ・ [審判部が口頭手続をビデオ会議により開催できることを明確にする新たな第 15a 条を追加する改正が、現在提案されている。](#)
- ・ [審判部委員会 \(BOAC\) 及び審判部長官は、ユーザーに対して当該第 15a 条の提案に関する協議に参加するよう求めている。](#)
- ・ [コメントの送付先は \[RPBAonlineconsultation@epo.org\]\(mailto:RPBAonlineconsultation@epo.org\) であり、当該オンライン協議は 2020 年 11 月 27 日 12:00 \(CET\) まで行われる。](#)

(詳細は以下のリンク先を参照：

- [審判部の手続規則 \(RPBA 2020\) の改正に関するユーザー協議 \(2020 年 11 月 13 日公表\)](#)

<COVID-19 のパンデミックのために講じられた措置の再評価>

- ・ コロナウイルス (COVID-19) のパンデミックの進展に照らして、審判部は、口頭手続の準備及び実施のために最近導入された措置のいくつかを再評価した。
- ・ これらの措置は、審査部及び異議部における口頭手続に関して EPO の長官によって決定されたものとは異なることに注意されたい。
- ・ 措置の見直しについては、以下の項目に関するものが挙げられている。
 - ✓ 日程変更の請求 (例：当事者は、召喚された口頭手続に出席できない場合には、日程変更を請求しなければならない。)
 - ✓ ハールの建物及びミュンヘンのイザールビルディングにおける口頭手続、開始時間の調整 (例：原則として、会場や開始時間の変更については当事者に通知されない。口頭手続の約 3 日前に[オンラインカレンダー](#)を参照して確認することは、当事者の責任である。)
 - ✓ 最大出席者数：1 当事者につき 2 人 (例：2 人を超える出席を希望する当事者は、事前に理由を付した請求を提出する必要がある。)
 - ✓ 建物へのアクセス (例：[自己申告書](#)の記入)
 - ✓ 公衆の傍聴
 - ✓ ビデオ会議により実施される口頭手続 (例：審判部における口頭審理は、関係当事者が合意した場合にのみビデオ会議により実施され、当該関係当事者にはこれに関して事前連絡が行われる。)
 - ✓ 衛生対策
 - ✓ 継続的なモニタリング

(詳細は以下のリンク先を参照：

- [審判部における口頭手続 – コロナウイルス \(COVID-19\) のパンデミックのために講じられた措置の再評価](#)
- [ビデオ会議により開催される電話相談の間並びに面接及び口頭手続の間の書類の提出に関する 2020 年 5 月 13 日付の EPO 長官の決定\)](#)

共同声明

- ・ EPO は、各国の知的財産庁とともに以下の共同声明を発出している。
 - ✓ [五庁（IP5）長官の共同声明](#)（2020年7月21日）
 - ✓ [COVID-19 への対応に関する EPO 及び日本国特許庁（JPO）の共同声明](#)（2020年7月16日）
 - ✓ [COVID-19 への対応に関する EPO 及び韓国特許庁（KIPO）の共同声明](#)（2020年7月16日）
 - ✓ [COVID-19 への対応に関する EPO 及び中国国家知識産権局（CNIPA）の共同声明](#)（2020年6月30日）
 - ✓ [米国特許商標庁（USPTO）及び EPO による発明者への支援に関する共同声明](#)（2020年4月30日）

期間の延長又は中断に関する各 EPC 締約国の概要情報

- ・ 期間の延長又は中断に関して各 EPC 締約国が講じる措置の概要情報をユーザーに提供する文書が、掲載されている。
- ・ ただし、ユーザーは、当該概要情報が正確かつ最新のものであることを確認するために、各 EPC 締約国の産業財産庁への相談及び各国の公式刊行物の参照を行うべきである。

期間を遵守しない場合の救済 **(更新)**

- ・ COVID-19 大流行に起因する公衆の生活の混乱を考慮して、EPO は、期間を遵守しない場合に適用される法的救済への注意を喚起している。
- ・ これらの救済は、COVID-19 大流行による混乱によって直接影響を受ける地域に居るユーザーが利用でき、(欧州特許条約 (EPC) 及び特許協力条約 (PCT) に基づく手続における当事者及び代理人に適用される。
- ・ 以下の通知は、全ての関連情報を提供し、先の 2020 年 5 月 [27](#) 日付の通知に代わるものであり、そして、EPO の [11](#) 月の官報 (Official Journal) にて公式に公表される。

<[COVID-19 大流行による混乱に関する 2020 年 11 月 10 日付の EPO からの通知](#)>

1. EPO は、COVID-19 大流行による混乱に関し、EPC 及び PCT で規定された法的救済への注意を喚起する 2020 年 5 月 1 日付及び 2020 年 5 月 27 日付の 2 つの通知を公表した。特に、EPC 規則 134(2)²に基づき、EPO は、2020 年 3 月 15 日以降に満了する期間を全ての当事者及び代理人のために 2020 年 6 月 2 日まで延長するとともに、

² EPC 規則 134(2)及び 134(5)については、以下を参照：

<英語 (原文) > [Implementing Regulations to the Convention on the Grant of European Patents の Rule 134\(2\) EPC](#) 及び [Rule 134\(5\) EPC](#)

<日本語 (参考仮訳) > [欧州特許付与に関する条約の施行規則の規則 134\(2\)及び規則 134\(5\)](#)

EPC 規則 134(5)及び PCT 規則 82 の 4.1³の適用への注意を喚起した。COVID-19 大流行に起因する最近の混乱拡大により、期間を遵守しない場合の EPC 及び PCT で規定された法的救済、特に EPC 規則 134(5)及び PCT 規則 82 の 4.1 の適用へ、改めて注意を喚起する。

2. EPC 規則 134(5)は、期間を遵守しない場合の保護（セーフガード）を提供する。
3. EPC 規則 134(5)に従って、関係当事者が当該 EPC 規則に規定された証拠を提出した場合には、遅れて受領された書類は、期限内に受領されたものとみなされる。
4. PCT に基づき適用される期間及び条件に関しては、出願人は PCT 規則 82 の 4.1 を参照可能である。特に、関係者が当該 PCT 規則に規定された十分な証拠を提出した場合には、期間が遵守されなかつたことによる遅滞は、許容される。
5. EPO は、引き続き、COVID-19 大流行の進展を監視し、それに応じて出願人及びその代理人に特に EPC 規則 134(2)の意味におけるドイツ連邦共和国で起こり得る全般的混乱（general dislocation）について通知する。

- ・ 期間の延長は、出願更新料を含む手数料の納付期限にも適用される。手数料の納付期限の延長に関する通知は、EPO の 4 月の官報にて公式に公表されている。

（「[よくある質問（FAQ） - COVID-19 のパンデミックによる混乱：期間を遵守しない場合の救済](#)」も参照）

＜COVID-19 のパンデミックの状況下における手数料の納付に関するその他の措置＞

- ・ 2020 年 5 月 28 日の管理理事会の決定 CA/D 6/20 に従い、2020 年 6 月 1 日から 2020 年 8 月 31 日までの間、2020 年 3 月 15 日以降が期限である更新手数料を、EPC 規則 51(2)⁴に基づく追加手数料が課金されることなく納付することが可能である。
- ・ この措置に関する詳細については、「欧州特許出願の更新手数料の遅延納付に対する追加手数料（手数料に関する規則第 2 条(1)項目 5⁵）に関する EPC 規則 51(2)の適用の一時停止についての 2020 年 5 月 29 日付の EPO からの通知」を参照されたい。

その他（更新）

- ・ 「電子出願の利用、電子通知の受信及び電子アラートによる情報入手への注意喚起」、[「優先権書類及び証明書の写しの提出及び取得」](#)、「2020 年の欧州特許弁理士試験

³ PCT 規則 82 の 4.1 については、以下を参照：

＜英語（原文）＞[PCT Treaty, Regulations and Administrative Instructions](#) の [Rule 82quater.1 PCT](#)

＜日本語＞[PCT リーガルテキスト：条約、規則及び実施細則](#)の [PCT 規則 82 の 4.1](#)

⁴ EPC 規則 51(2)については、以下を参照：

＜英語（原文）＞[Rule 51\(2\) EPC](#)

＜日本語（参考仮訳）＞[EPC 規則 51\(2\)](#)

⁵ 手数料に関する規則第 2 条(1)項目 5 については、以下を参照：

＜英語（原文）＞[Article 2\(1\), item 5 of the Rules relating to Fees](#)

＜日本語（参考仮訳）＞[手数料に関する規則第 2 条\(1\)項目 5](#)

(EQE) の中止」、「イベント（別段の指示がない限り 2020 年 12 月 31 日までに予定されている全ての EPO が主催するライブイベントのオンライン開催、6 月 17-18 日に開催を予定していた欧州発明者賞の 2021 年 6 月への延期）」、「カスタマーサービス、オンラインサービス」、「所定の事項が確認されない限り、[高リスク地域](#)を最近訪問した海外からの訪問者に対して EPO への訪問自制を要請」、「職員の在宅勤務」等に関する情報が公表されている。

- ・ 「コロナウイルスとの戦いにおいて研究者を支援するための新しいプラットフォーム」
 - EPO は、研究者や政策決定者が新型コロナウイルスとの戦いにおいて特許情報から利益を得るのを支援するためのプラットフォーム「[Fighting coronavirus](#)」を公表した。
 - このプラットフォームにおける最初のデータセットは、抗ウイルスワクチン及び医薬品治療に関するものであり、今後、診断や医療技術・機器等の技術に関するものも増える。
 - これらの技術の専門家である EPO の特許審査官やアナリストは、科学者や政策決定者がこれらの技術分野における最も関連性のある文献等を特定するのを支援するために、様々な検索戦略を作成した。これらの検索戦略は、EPO の無料のオンライン特許検索インターフェースである [Espacenet](#) で実行するのに特に適している。
 - なお、ファストトラックの特許手続を必要とする出願人に対しては、EPO は、技術分野に関係なく、欧州特許出願の[早期審査 \(PACE\)](#) を無料で提供している。

- ・ 「コロナウイルスに関連する特許についての Q&A」
 - 「特許とは何か？なぜ特許（含：医薬品の特許）が必要なのか？」、「特許制度は、診断、検出、ワクチン及び治療において現在緊急に必要とされているイノベーションを、どのようにして促進するのか？」等に関する Q&A が、メディア向けのファクトシートの一部として掲載されている。
 - Q&A の中には、特許医薬品へのアクセス確保（含：強制実施権）の一般的な概要に関する Q&A や、コロナウイルス（現在のコロナウイルスではなく SARS (2002) や MERS (2012)等）関連技術の 1978 年から 2016 年までの特許出願動向に関する Q&A も含まれている。

－ EPO からの情報は、以下参照 －

(全般)

- ・ コロナウイルス (COVID-19) - 継続的な更新情報

[Coronavirus \(COVID-19\) - continually updated information](#) (2020 年 **11 月 13 日**更新)

(審査部及び異議部における口頭手続)

- [2021年1月4日](#)以降の審査部及び異議部における口頭手続に関する情報
[Information on oral proceedings before examination and opposition divisions as from 4 January 2021](#) (2020年11月10日更新)
- [ビデオ会議による異議の口頭手続 – 2021年の変更点](#)
[Opposition hearings by VICO – changes in 2021](#)
- 異議部におけるビデオ会議による口頭手続のための試行プロジェクトの[変更及び延長](#)に関する2020年11月10日付のEPO長官の決定
[Decision of the President of the European Patent Office dated 10 November 2020 concerning the modification and extension of the pilot project for oral proceedings by videoconference before opposition divisions](#)
- [ビデオ会議による、審査部及び異議部における口頭手続、並びに協議に関する2020年11月10日付のEPOからの通知](#)
[Notice from the European Patent Office dated 10 November 2020 concerning oral proceedings before examining and opposition divisions, and consultations, by videoconference](#)
- [COVID-19の状況下におけるビデオ会議による異議の口頭手続に関する進捗報告書](#)
[Progress report on opposition oral proceedings by VICO in the context of COVID-19](#)
- [Zoomビデオ会議プラットフォームの試行に関する公表](#)
[Announcement on testing of the Zoom VICO platform \(published 14 September 2020\)](#)
- ビデオ会議による口頭手続：よくある質問（FAQ）及び利用可能な研修資料
[Oral proceedings by video conference: new FAQ and training material available](#)
- ビデオ会議により開催される電話相談の間並びに面接及び口頭手続の間の書類の提出に関する2020年5月13日付のEPO長官の決定
[Decision of the President of the European Patent Office dated 13 May 2020 concerning the filing of documents during telephone consultations and during interviews and oral proceedings held by videoconference](#)
- ビデオ会議により開催される口頭手続及び面接に関する2020年4月1日付の通知及び異議部におけるビデオ会議による口頭手続のための試行プロジェクトに関する2020年4月14日付の通知を修正する2020年5月13日付のEPOからの通知
[Notice from the European Patent Office dated 13 May 2020 revising its Notices dated 1 April 2020, concerning oral proceedings and interviews to be held by videoconference, and 14 April 2020, concerning the pilot project for oral proceedings by videoconference before opposition divisions](#)
- 異議部におけるビデオ会議による口頭手続のための試行プロジェクトに関する2020年4月14日付のEPO長官の決定
[Decision of the President of the European Patent Office dated 14 April 2020 concerning the pilot project for oral proceedings by videoconference before opposition divisions](#)
- 異議部におけるビデオ会議による口頭手続のための試行プロジェクトに関する2020

年 4 月 14 日付の EPO からの通知

[Notice from the European Patent Office dated 14 April 2020 concerning the pilot project for oral proceedings by videoconference before opposition divisions](#)

- 審査部におけるビデオ会議による口頭手続に関する 2020 年 4 月 1 日付の EPO 長官の決定

[Decision of the President of the European Patent Office dated 1 April 2020 concerning oral proceedings by videoconference before examining divisions](#)

- ビデオ会議により開催される口頭手続及び面接に関する 2020 年 4 月 1 日付の EPO からの通知

[Notice from the European Patent Office dated 1 April 2020 concerning oral proceedings and interviews to be held by videoconference](#)

- 異議部におけるビデオ会議による口頭手続へのアクセスに関する情報

[Information about access to oral proceedings by videoconference before opposition divisions](#)

(審判部における口頭手続)

- [審判部の手続規則 \(RPBA 2020\) の改正に関するユーザー協議](#)

[User consultation on an amendment to the Rules of Procedure of the Boards of Appeal \(RPBA 2020\) \(2020 年 11 月 13 日公表\)](#)

- 審判部における口頭手続 – コロナウイルス (COVID-19) のパンデミックのために講じられた措置の再評価

[Oral proceedings before the Boards of Appeal – reassessment of the measures adopted due to the coronavirus \(COVID-19\) pandemic \(2020 年 10 月 19 日更新\)](#)

- 審判部における口頭手続 – コロナウイルス (COVID-19) のパンデミックによる制限及び審判手続におけるビデオ会議技術の導入

[Oral proceedings before the Boards of Appeal – restrictions due to the coronavirus \(COVID-19\) pandemic and introduction of video-conferencing technology in appeal proceedings \(2020 年 5 月 25 日更新\)](#)

(期間を遵守しない場合の救済)

- COVID-19 大流行による混乱に関する 2020 年 11 月 10 日付の EPO からの通知

[Notice from the European Patent Office dated 10 November 2020 concerning the disruptions due to the COVID-19 outbreak](#)

- 手数料の納付期限の延長に関する 2020 年 3 月 30 日付の EPO からの通知

[Notice from the European Patent Office dated 30 March 2020 concerning the extension of periods for the payment of fees](#)

- よくある質問 (FAQ) - COVID-19 のパンデミックによる混乱 : 期間を遵守しない場合の救済

[FAQ - Disruptions due to the COVID-19 pandemic: remedies in case of non-observance of periods](#)

- 手数料に関する規則第 2 条(1)項目 5 で言及されている追加手数料に関して EPC 規則 51(2)の適用を一時的に停止する 2020 年 5 月 28 日の管理理事会の決定 ([CA/D 6/20](#))
[Decision of the Administrative Council of 28 May 2020 temporarily suspending the application of Rule 51, paragraph 2, EPC with respect to the additional fee, as referred to in Article 2, paragraph 1, item 5, of the Rules relating to Fees \(CA/D 6/20\)](#)
- 欧州特許出願の更新手数料の遅延納付に対する追加手数料（手数料に関する規則第 2 条(1)項目 5）に関する EPC 規則 51(2)の適用の一時停止についての 2020 年 5 月 29 日付の EPO からの通知
[Notice from the European Patent Office dated 29 May 2020 concerning the temporary suspension of the application of Rule 51\(2\) of the European Patent Convention with respect to the additional fee for belated payment of a renewal fee for a European patent application \(Article 2\(1\), item 5, of the Rules relating to Fees\)](#)

(共同声明)

- 五庁（IP5）長官の共同声明
[Joint statement of the IP5 heads of office](#)（2020 年 7 月 21 日）
- COVID-19 への対応に関する EPO 及び日本国特許庁（JPO）の共同声明
[Committed to common solutions to global challenges – a joint message from the EPO and the JPO](#)（2020 年 7 月 16 日）
- COVID-19 への対応に関する EPO 及び韓国特許庁（KIPO）の共同声明
[Joint message from the EPO and the KIPO on COVID-19](#)（2020 年 7 月 16 日）
- COVID-19 への対応に関する EPO 及び中国国家知識産権局（CNIPA）の共同声明
[Joint statement of EPO and CNIPA on response to COVID-19](#)（2020 年 6 月 30 日）
- COVID-19 への対応 - 米国特許商標庁（USPTO）及び EPO による発明者への支援に関する共同声明
[Responding to COVID-19 - A joint message of support for inventors from the USPTO and EPO](#)
（2020 年 4 月 30 日）

(その他)

- コロナウイルスとの戦いにおいて研究者を支援するための新しいプラットフォーム
[EPO launches new platform to help researchers in the fight against coronavirus](#)（2020 年 7 月 6 日）
[Fighting coronavirus – EPO supports researchers with patent information](#)（2020 年 6 月 26 日）
- コロナウイルスに関連する特許についての Q&A
[Q&A on patents related to coronavirus](#)（2020 年 5 月 29 日付）

◆ 欧州連合知的財産庁（EUIPO）（更新）

TM5/ID5 共同メッセージ

- TM5 及び ID5 の五庁は、商標及び意匠の所有者及びユーザーを支援するという約束を再確認する COVID-19 への対応に関する共同メッセージを採択した。

2020 年第 3 四半期のサービス等の実績

- EUIPO のサービス等の実績に関する指標において、2020 年第 3 四半期の結果は、当該指標を改善するため及び COVID-19 パンデミックによる困難な状況（含：2 度にわたる期限延長決定（3 月、4 月））にユーザーが対処するのを支援するために同庁が講じた措置の結果としての回復を引き続き示している。
- 全体としては、同庁により処理された出願合計の 98.9%について遅滞なく処理が完了した。

COVID-19：延長期間終了後の期限

- 2020 年 5 月 18 日に、例外的な期限の延長は終了した。
- しかし、EUIPO は、期限に対処する通常の手段（関係規則に規定されているもの）に関する更なるガイダンスノートユーザーに提供している。これは、パンデミックに対して公的機関によってとられる措置から生じる運用上の困難、又は、当事者及び／若しくはその代理人の病気等に、ユーザーが依然として直面した場合に備えるものである。
- 本ガイダンスノートには、以下に関するガイダンスが含まれている：
 - 査定系及び当事者系手続における期限の延長（EUTMDR 第 68 条及び CDIR 第 57 条）
 - 手続の中止（EUTMDR 第 71 条）
 - 手続の継続（EUTMR 第 105 条）
 - 現状回復（EUTMR 第 104 条及び CDR 第 67 条）

スペインでの「警戒事態」の宣言を受けた措置

- 2020 年 3 月 16 日（月）から、EUIPO の全職員は在宅勤務を していた。
- EUIPO の職員の大多数は、9 月頃に、全般的な在宅勤務から EUIPO 本部へ戻り、現在は、オンラインでの会議と物理的な会議とのハイブリッド環境にある。

その他

- EUIPO は、中小企業を支援するための取組として、中小企業を無料の法的代理やアドバイスの提供者にマッチングさせる「COVID-19 pro bono hub」、COVID-19 危機の中で中小企業を支援するための様々な取組を提供する「[Ideas Powered for Business hub](#)」を開始した。Ideas Powered for Business hub については、35,000 の個人訪問者があり、150 の中小企業が利用している。また、今年末までに簡易出願サービスを導入する予定で

ある。

- [中国からの商標出願は6月以降150%増加したが、米国や欧州の主要国はまだ2019年に後れを取っている。中国からの出願の多くは、電子機器やヘルスケア関連のものである。全体としては、今年はEU商標出願が約5%増加すると予想している。](#)
- EUIPOは、ユーザーの在宅勤務を考慮して、庁へ送付される全てのコミュニケーションをオンラインで実行できるようにeコミュニケーションに関する取組を加速化した。
- 5月18日に期限の延長が終了したことにより、技術的な問題を回避するために、数週間におわたって約21,000件のEU商標を公告する必要がある。

— EUIPOからの情報は、以下参照 —

- [COVID-19への対応に関するTM5/ID5共同メッセージ](#)
[TM5/ID5 Joint Message on their response to COVID-19 \(2020年11月10日公表\)](#)
- [EUIPOのサービス等の実績に関する指標](#)
[New interactive interface for EUIPO's Service Charter \(2020年10月30日公表\)](#)
- COVID-19更新情報 (EUIPOによってとられる措置に関する継続的な更新情報)
[Update from the Executive Director of the EUIPO \(2020年10月15日更新\)](#)
[COVID 19 updates Continually updated information on the measures taken by the EUIPO \(2020年9月23日更新\)](#)
- 中小企業を支援するための取組
[Ideas Powered for Business hub launched \(2020年7月1日公表\)](#)
Looking for IP pro bono providers (2020年6月10日公表)
- eコミュニケーションに関する取組
[COVID-19 measures to complete e-communications](#)
- 延長期間の終了：ユーザーのための実務上の情報
[End of extension period: practical information for users \(2020年5月22日公表\)](#)
- COVID-19 – 延長期間終了後の期限に関するガイダンスノート
[COVID-19 – Guidance Note on time limits after end of extension period \(2020年5月15日公表\)](#)
- 期限の延長に関する決定
[COVID-19: further extension of deadlines \(2020年4月29日公表\)](#)
[Information and guidance note on further extension of deadlines \(2020年4月29日公表\)](#)
[Extension of time limits COVID 19: time limits affected, nature of extension and communications to users \(2020年3月19日公表\)](#)
[Decision of the Executive Director: extension of time limits COVID-19 \(2020年3月16日公表\)](#)
- スペインでの「警戒事態」の宣言を受けた措置
[COVID 19 Update: measures in place after activation of 'state of alarm' in Spain \(2020年3](#)

月 16 日公表)

◆ ドイツ特許商標庁 (DPMA) (更新)

DPMA での聴聞・口頭手続 (hearings or oral proceedings) への召喚中止

- ・ コロナウイルスの感染事例数の増加を考慮して、DPMA は、2020 年 10 月 19 日以降、知財手続における聴聞・口頭手続や従業者発明法に基づく調停委員会における聴聞等を予定しないこととする。既に召喚状が送付されている聴聞・口頭手続は、全ての当事者が合意した場合には行われる。

DPMA オフィスの閉鎖、衛生・安全対策

- ・ コロナウイルスの感染事例数の進展を考慮して、DPMA オフィスは、追って通知があるまで閉鎖されたままとなる。これにより、いくつかの例外を除いて、ユーザーと直接接触することができなくなる。DPMA は、ほぼ完全にその業務を行うことができ、引き続きサービスを提供するとともにデジタル形式を利用して公衆との連絡を維持する。
- ・ DPMA はミュンヘンオフィスでの衛生・安全対策を拡大し、例外的な場合にオフィスへのアクセスを許可された訪問者もマスクを着用する必要がある。

COVID-19 パンデミックにより年次・維持・延長・更新手数料を支払うことが財政的に困難である知的財産権の権利者及び出願人向けの情報

<特許の年次手数料、実用新案の維持手数料、登録意匠の維持及び延長手数料>

- ・ 遅延支払いのための追加料金の対象とならない支払い期限の満了後は、4 月の猶予期間内に、遅延支払いのための追加料金とともに、特許及び特許出願の年次手数料、実用新案の維持手数料、登録意匠の維持手数料を支払うことができる。
- ・ 登録意匠の延長手数料は、出願日又は優先日から 30 月以内に支払われなければならない。
- ・ DPMA は法定の期限を延長することはできないものの、権利の回復という選択肢への注意を喚起している (2020 年 3 月 10 日付の通知を参照)。
- ・ COVID-19 パンデミックによる財政的状況を考慮して、年次・維持・延長手数料を支払うことができない場合、一定の条件下で、法的扶助の請求を提出することができる。

<商標の更新手数料>

- ・ 遅延支払いのための追加料金の対象とならない支払い期限の満了後は、保護期間の満了後 6 月の猶予期間内に、遅延支払いのための追加料金とともに、商標の更新手数料及び分類手数料を支払うことができる。
- ・ COVID-19 パンデミックによる財政的状況を考慮して、自己に過失なく猶予期間内に

商標の更新手数料を支払うことができない場合、一定の条件が満たされれば、権利の回復とともに、遅延支払いが可能である。

マドリッド制度に基づく商標の国際登録及び事後指定に関する通知

- ・ 係属中の全ての知財手続において DPMA により認められた（2020 年 3 月 18 日付の通知による）期限の延長は、商標の国際登録出願又は事後指定に関連した期限には適用されない。
- ・ DPMA は電子出願を確実に受理することができるため、期限に従って、商標の国際登録出願を行うために e ファイリングシステムを利用することを推奨する。
- ・ 商標の国際登録に関する事後指定については、これらの申請（MM4）を WIPO に直接提出することを強く推奨する。

知的財産権の手続の期限に関する情報

- ・ DPMA では、法定の期限を延長することはできないものの、権利の回復（特許法第 123 条、商標法第 91 条、意匠法第 23 条(3)第 3 文、実用新案法第 21 条(1)、等）という選択肢への注意を喚起している。現在の状況により、本人の過失なく法定の期限を遵守しなかった者は何人も、請求に応じ、権利の回復を図ることができ、期限を遵守したのと同様の地位を得ることができる。DPMA の担当部署が個々の事案に応じて条件を満たしているか否かを判断する。
(詳細については、DPMA の 2020 年 3 月 10 付の通知を参照。)

— DPMA からの情報は、以下参照 —

- ・ コロナウイルス（COVID-19） - 継続的な更新情報
[Coronavirus \(COVID-19\) - Update](#) (2020 年 10 月 19 日更新) (英語)
[Update zum Coronavirus \(COVID-19\)](#) (2020 年 10 月 19 日更新) (ドイツ語)
- ・ 2020 年 7 月 20 日付の通知（COVID-19 パンデミックにより年次・維持・延長・更新手数料を支払うことが財政的に困難である知的財産権の権利者及び出願人向けの情報）
[Information for IP right owners and applicants having financial difficulties in paying annual maintenance, extension and renewal fees due to the COVID-19 pandemic](#) (英語)
[für Schutzrechtsinhaber und Anmelder, die in Folge der Covid-19-Pandemie wirtschaftliche Schwierigkeiten bei der Zahlung von Jahres-, Aufrechterhaltungs-, Erstreckungs- und Verlängerungsgebühren haben](#) (ドイツ語)
- ・ 2020 年 3 月 18 日付の通知（コロナウイルス（COVID-19）の拡大及びその影響を考慮した知財手続の遅延について）
[Notice of 18 March 2020](#) (2020 年 3 月 18 日公表) (英語)
[Hinweis vom 18. März 2020](#) (2020 年 3 月 18 日公表) (ドイツ語)
- ・ 2020 年 3 月 10 日付の通知（コロナウイルス（Sars-CoV-2）の拡大及びその影響に関する

るもの)

[Notice of 10 March 2020](#) (2020年3月12日公表) (英語)

[Hinweis vom 10. März 2020](#) (2020年3月12日公表) (ドイツ語)

◆ 英国知的財産庁 (UKIPO) (更新)

中断日

3月24日に宣言した中断日の期間は、7月29日に終了。これにより、特許、補充的保護証明書 (SPC)、商標、意匠とこれらの権利に関する出願に関して、当該中断日に該当するあらゆる期限は延長されていた。

一時的な手数料の変更

- ・ ユーザーを支援するために、一時的な手数料の変更を導入。これらの変更は、特許、SPC、商標及び登録意匠に関して、中断日の期間の終了後の2020年7月30日から2021年3月31日まで行われる。
- ・ ただし、アクションの完了、期間延長の請求及び手数料の納付の期限は、これらの手数料変更の影響を受けず、引き続き遵守されなければならない。

期限・期間の延長

- ・ UKIPO は、国内法及び国際法が許容する期間の延長を行う。また、UKIPO に与えられている裁量権を行使して影響を受けたユーザーを支援する用意がある。
- ・ UKIPO は、ケースバイケースで可能な限り、期間延長の請求を考慮する。

期間を遵守しなかったことによる権利の喪失

- ・ 期間を遵守しなかったために権利が喪失した場合、ある特定の状況では当該権利が回復される可能性がある。
- ・ 英国の知的財産法は、起こり得る全ての状況に対する規定を提供してはならず、その適用は、応答の遅れの性質や遅延の状況次第である。UKIPO の職員は、利用可能な選択肢や回復手続について説明することができる。

その他

- ・ FAX の取り扱いができないことから、オンラインサービスの利用及びデジタルでのコミュニケーションを呼びかけているところ、paperformcontingency@ipo.gov.uk に代わる [新しい電子メールアドレス forms@ipo.gov.uk](mailto:forms@ipo.gov.uk) に関する情報を追加。
- ・ 特許、商標、意匠に関する書類の認証謄本 (Certified Office Copies (COCs)) について、出願人が電子的に受領することに同意した場合、UKIPO は電子メールで認証謄本を発

行することができる。特許の認証謄本については、可能な限り WIPO の優先権書類のデジタルアクセスサービス (PDAS) を利用すべきである。

- ・ 現在、小切手による納付は受け付けていない。
 - ・ 特許、商標、意匠等の個別の対応についても更なる情報が掲載されている。
- UKIPO からの情報は、以下参照 —
- ・ コロナウイルスに関する知的財産庁のサービス上の重要な更新情報
[Coronavirus important update on IPO services](#) (2020 年 11 月 9 日更新)
 - ・ 一時的な手数料の変更
[Temporary fee changes](#) (2020 年 7 月 30 日更新)
 - ・ 各サービスの変更
[Alterations to services – patents](#) (2020 年 7 月 30 日更新)
[Alterations to services - trade marks and designs](#) (2020 年 9 月 7 日更新)
[Alterations to our services - tribunals and hearings](#) (2020 年 7 月 30 日更新)
 - ・ コロナウイルスに関する出願人等へのアドバイス
[Coronavirus advice for rights applicants](#) (2020 年 3 月 11 日公表)

◆ フランス産業財産庁 (INPI) (更新)

期限の延長

- ・ 2020 年 3 月 12 日から 2020 年 6 月 23 日までの期間に生じる知的財産法で規定される全ての期限が、国際協定や欧州連合 (EU) 法で規定されるものを除き、当初の期限が 1 か月の場合は 2020 年 7 月 23 日まで、当初の期限が 2 か月以上の場合は 2020 年 8 月 23 日まで、延長される。

その他

- ・ 「INPI の施設の閉鎖 (少なくとも 2020 年 10 月 30 日の時点で閉鎖)」、「追って通知があるまで INPI による全ての対面での研修を中断」、「オンラインサービス」等。
- INPI からの情報は、以下参照 —
- ・ INPI の施設の閉鎖
[Fermeture des locaux de l'INPI](#) (2020 年 10 月 29 日公表) (フランス語)
 - ・ 2020 年 5 月 11 日以降の INPI の組織及びサービス
[Organisation et services de l'INPI au-delà du 11 mai 2020](#) (2020 年 5 月 6 日公表) (フランス語)
 - ・ 健康危機に関連した期限の延長

[Report de délais lié à la crise sanitaire](#) (2020年5月15日更新) (フランス語)

- COVID-19に関連する情報

[Contexte sanitaire lié au COVID-19 : organisation de l'INPI pour répondre à l'examen et à la délivrance des titres](#) (2020年3月17日公表) (フランス語)

◆ イタリア特許商標庁 (UIBM) (更新)

行政手続の期限の延長及び満了する書類の効力の延長

- COVID-19 パンデミックによって引き起こされた非常事態のため、政府は緊急措置として、2020年1月31日から2020年7月31日までの間に満了する書類(期間満了となる産業財産権に関するものを含む)は、「2020年7月31日から」(以前は「非常事態の終了の宣言後の」とされていた) 90日間その効力を維持するという措置を講じている。

バイオテクノロジー発明の国内データベースに antiCovid-19 セクションを作成

- UIBM は、WIPO が採用した方法論を取り入れ、簡単にアクセス可能な知識源を科学者や政策立案者に提供し、COVID-19 と戦うことのできる技術に関する研究を可能にするプラットフォームを作成した。

— UIBM からの情報は、以下参照 —

- [バイオテクノロジー発明の国内データベースに antiCovid-19 セクションを作成](#)
[Created an antiCovid-19 section in the national database of biotech inventions](#) (英語)
[Crea una sezione antiCovid-19 nella banca dati nazionale delle invenzioni biotech](#) (イタリア語)
- 行政手続の全ての期間の一時停止及び満了する書類の効力の延長
[Covid-19, deadline for the validity of IP documents](#) (英語)
[Determinazione dell'estensione del periodo utile per il pagamento dei titoli di proprietà industriale in scadenza](#) (イタリア語)
[Suspension of all terms of administrative procedures and extension of the validity of expiring documents](#) (英語)
[Sospensione di tutti i termini dei procedimenti amministrativi ed estensione della validità degli atti in scadenza](#) (イタリア語)
- Covid-19: 満了する産業財産権に関する書類の効力の延長
[Covid-19: esteso il periodo in cui è possibile effettuare i pagamenti per il rinnovo o mantenimento in vita dei titoli in scadenza](#) (イタリア語)
- Covid-19、行政手続の期限を5月15日まで延長

[Covid-19, extension of the deadline for administrative proceedings to 15 May](#) (英語)

[Covid-19, confermata al 15 maggio la proroga per la sospensione dei termini per i procedimenti amministrativi](#) (イタリア語)

- Covid-19 によるサービスの変更等に関する情報

[UIBM reorganization to guarantee services to users](#) (英語)

[COVID 19: prosegue la riorganizzazione dell'UIBM per garantire i servizi agli utenti](#) (イタリア語)

(以上)